



# 四 半 期 報 告 書

(第72期 第1四半期)

自 平成20年4月1日  
至 平成20年6月30日

## オムロン株式会社

第72期 第1四半期（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）

---

# 四半期報告書

---

1. 本書は金融商品取引法第24条の4の7第1項に基づく四半期報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成20年8月8日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
2. 本書では、四半期レビュー報告書を末尾に綴じ込んでおります。

**オムロン株式会社**

# 目 次

頁

## 第72期 第1四半期 四半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	6
3 【財政状態及び経営成績の分析】	6
第3 【設備の状況】	9
第4 【提出会社の状況】	10
1 【株式等の状況】	10
(1) 【株式の総数等】	10
(2) 【新株予約権等の状況】	11
(3) 【ライツプランの内容】	15
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	15
(5) 【大株主の状況】	15
(6) 【議決権の状況】	15
2 【株価の推移】	16
3 【役員の状況】	16
第5 【経理の状況】	17
1 【四半期連結財務諸表】	18
(1) 【四半期連結貸借対照表】	18
(2) 【四半期連結損益計算書】	20
(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】	21
2 【その他】	31
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	32
四半期レビュー報告書	巻末

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月8日
【四半期会計期間】	第72期 第1四半期（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）
【会社名】	オムロン株式会社
【英訳名】	OMRON Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 作 田 久 男
【本店の所在の場所】	京都市下京区塩小路通堀川東入南不動堂町801番地
【電話番号】	京都(075)344-7070
【事務連絡者氏名】	経営資源革新本部 理財センタ長 春 田 正 輝
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門3丁目4番10号
【電話番号】	東京(03)3436-7160
【事務連絡者氏名】	経営資源革新本部 理財センタ 財務部長 青 山 茂 生
【縦覧に供する場所】	オムロン株式会社東京本社 (東京都港区虎ノ門3丁目4番10号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄3丁目8番20号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次		第72期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第71期
会計期間		自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高	(百万円)	169,934	762,985
法人税等、少数株主損益、持分法投資損益 控除前四半期(当期)純利益	(百万円)	5,561	64,166
四半期(当期)純利益	(百万円)	3,503	42,383
純資産額	(百万円)	383,719	368,502
総資産額	(百万円)	622,889	617,367
1株当たり純資産額	(円)	1,731.0	1,662.3
基本的1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	15.8	185.9
希薄化後1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	15.8	185.8
自己資本比率	(%)	61.6	59.7
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	12,775	68,996
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△10,642	△36,681
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	165	△34,481
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高	(百万円)	42,884	40,624
従業員数	(人)	36,826	35,426

- (注) 1 当社の連結財務諸表および四半期連結財務諸表は、米国で一般に認められた会計原則に従って作成している。
- 2 売上高には、消費税等は含まれていない。
- 3 純資産額、1株当たり純資産額および自己資本比率は、連結貸借対照表および四半期連結貸借対照表における資本合計を用いて算定している。
- 4 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
- 5 米国財務会計基準審議会(FASB)基準書第144号の規定に基づき、第71期に非継続となった事業に係る損益を非継続事業当期純利益として表示したことに伴い、第71期の法人税等、少数株主損益、持分法投資損益控除前当期純利益には、継続事業法人税等、少数株主損益、持分法投資損益控除前当期純利益を記載している。

## 2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社に異動はない。

## 3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はない。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	36,826
---------	--------

(注) 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）である。

### (2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	5,206
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）である。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

(百万円)

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
インダストリアルオートメーション ビジネス	73,420
エレクトロニクスコンポーネンツ ビジネス	37,171
オートモーティブエレクトロニック コンポーネンツビジネス	27,282
ソーシャルシステムズビジネス	8,090
ヘルスケアビジネス	17,283
その他	1,229
合計	164,475

(注) 1 金額は販売価格によっており、セグメント間の取引については相殺消去している。

2 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

3 上記中には外部仕入先等よりの仕入商品を含んでいる。

4 ソーシャルシステムズビジネスには、ソーシャルシステムズ・ソリューション&サービス・ビジネスカンパニーなどが含まれる。

#### (2) 受注状況

当第1四半期連結会計期間における受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

(百万円)

事業の種類別セグメントの名称	受注高	受注残高
インダストリアルオートメーション ビジネス	82,174	31,106
エレクトロニクスコンポーネンツ ビジネス	35,935	15,314
オートモーティブエレクトロニック コンポーネンツビジネス	28,785	8,688
ソーシャルシステムズビジネス	15,382	4,569
ヘルスケアビジネス	14,703	2,317
その他	2,452	484
合計	179,431	62,478

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

2 ソーシャルシステムズビジネスには、ソーシャルシステムズ・ソリューション&サービス・ビジネスカンパニーなどが含まれる。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

(百万円)

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
インダストリアルオートメーション ビジネス	76,919
エレクトロニクスコンポーネンツ ビジネス	34,465
オートモーティブエレクトロニック コンポーネンツビジネス	25,903
ソーシャルシステムズビジネス	14,186
ヘルスケアビジネス	14,662
その他	3,799
合計	169,934

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去している。

2 販売実績が総販売実績の100分の10以上となる相手先はないため、相手先別販売実績については記載を省略している。

3 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

4 ソーシャルシステムズビジネスには、ソーシャルシステムズ・ソリューション&サービス・ビジネスカンパニーなどが含まれる。



## 2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

## 3 【財政状態及び経営成績の分析】

### (1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間の経済情勢を概観すると、米国経済は企業業績が伸び悩み、また住宅市場の低迷や個人消費の悪化が続くなど低調に推移した。欧州経済も昨年度下期から景気の減速傾向が継続した。一方、中国・東南アジア経済については引き続き堅調に推移するも、世界的な原油価格の高騰・原材料価格の高騰を受けて、インフレ率が上昇している。また、我が国経済は個人消費が底堅く推移する一方、エネルギー・原材料価格の高騰が企業収益に影響を与え、全体として減速した。

当社グループの関連市場においては、製造業の設備投資が概して弱含みに推移しており、特に半導体・自動車業界における設備投資抑制の動きが生じている。

このような環境のなか、当社グループは、年度方針を「持続的成長への足場固め」とし、当期よりスタートしたGD2010（※）第3ステージで目指す持続的成長のメカニズム構築に必要な戦略的投資を行いつつ、為替変動および原材料価格の高止まりの影響を織り込んだ目標利益の達成を確実にすることを基本スタンスとして、徹底した経費支出の精査およびコスト低減を推進してきた。

当社グループの当第1四半期連結会計期間の売上高は米国経済の停滞および国内製造業の設備投資環境が悪化した影響を受け、1,699億34百万円（前年同期比3.5%減）となった。また、当第1四半期連結会計期間の利益については、徹底した経費支出削減に取り組んだが、前年同期比では売上高が減少したことに加え、持続的成長に不可欠な生産設備増強に伴う償却費の増加もあり営業利益は48億6百万円（前年同期比50.3%減）となった。また、税引前四半期純利益は前年同期に計上した投資有価証券売却益が当第1四半期連結会計期間に計上されていない影響で55億61百万円（前年同期比53.6%減）、四半期純利益は35億3百万円（前年同期比63.9%減）となった。

なお、当第1四半期連結会計期間における対米ドルおよび対ユーロの平均レートはそれぞれ104.3円（前年同期比16.4円の円高）、163.5円（前年同期比1.2円の円安）となった。

（※） GD2010とは、2001年度より2010年度までの10年間を対象としたグループ経営施策の基本方針「グランドデザイン2010」を指す。GD2010は「企業は社会の公器である」という当社の基本理念のもと、「企業価値の長期的最大化」を通じて21世紀企業の創造を目指している。

なお、当社はこの10年間で3つのステージに分け、当期は第3ステージ（2008年度～2010年度）の初年度に当たる。また、第3ステージにおける経営計画については、平成20年1月10日に公表している。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりである。

#### ① インダストリアルオートメーションビジネス

国内においては、製造業の設備投資が概して弱含みに推移しており、特に半導体・電子部品関連業界の設備投資の落ち込みの影響を受けた。加えて、自動車業界の設備投資抑制の影響を受け、当第1四半期連結会計期間の売上高は低調に推移した。一方、「品質」、「安全」、「環境」を中心としたアプリケーション事業の需要増を捉え、セーフティ・コンポなどの関連商品の売上高が前年同期を上回った。

海外においては、欧州では、モーション・コントローラやセーフティ・コンポなどの需要が拡大した。米国では石油・ガス関連事業向け制御関連機器の需要が回復に転じているが、全体としては自動車をはじめとする製造業の設備投資減速の影響を受けた。中国においては、金融引き締めが製造業の設備投資意欲に与える影響が懸念されたものの、営業力の継続的な強化によりプログラマブル・コントローラや光電センサなどの売上高が好調に推移した。

この結果、当セグメント合計の当第1四半期連結会計期間における売上高は、769億19百万円（前年同期比1.2%減）となった。

#### ② エレクトロニクスコンポーネンツビジネス

国内においては、昨年度下期以降の半導体・自動車業界における設備投資抑制の影響を受けた他、業務・民生用機器業界での全般的な低迷の中で低調に推移した。

海外においては、北米が昨年度下期以降全般的に低調に推移する一方、中国ではエアコンなど低消費電力製品の拡大に伴い当社グループの参入機会が増加し、堅調に推移した。

また、モバイル・IT向けの小型バックライトや入力スイッチは、顧客ニーズに対応した製品のタイムリーな投入により引続き好調を維持した。

この結果、当セグメント合計の当第1四半期連結会計期間における売上高は、344億65百万円（前年同期比9.7%減）となった。

### ③ オートモーティブエレクトロニクスコンポーネンツビジネス

ガソリン価格の高騰や世界的な景気の減速感を受け、世界の自動車生産台数の伸びは減速傾向にある一方、自動車の安全、環境に対するカーエレクトロニクスへのニーズは高くなっている。

このような事業環境のなか、北米での売上高は、北米主要自動車メーカーの生産台数減少の影響を受け、大きく減少した。一方、自動車メーカーの生産シフトが進み、グローバル調達が拡大する中国においては、新規テーマの立ち上がりに伴い生産高が拡大し、中国市場向けの売上高が好調に推移した。

この結果、当セグメント合計の当第1四半期連結会計期間における売上高は、259億3百万円（前年同期比5.3%減）となった。

### ④ ソーシャルシステムズビジネス

駅務システム事業は、新線の開業に伴う改札機・システム監視盤・データ集計機等の機器導入などの需要により、売上高は前年同期に比べ大きく増加した。IDマネジメントソリューション事業は、電子マネー化に伴う需要が一段落し、売上高は前年同期に比べ大きく減少した。関連メンテナンス事業は国内設備投資需要の低迷のなかでも堅調に推移した。ソフトウェア事業は、流通業界における需要が一段落したこと、および携帯電話業界の国内市場飽和による受託開発の減少により売上高は大きく減少した。

この結果、当セグメント合計の当第1四半期連結会計期間における売上高は、141億86百万円（前年同期比2.6%増）となった。

### ⑤ ヘルスケアビジネス

国内においては、歩数計や電動歯ブラシは好調を持続する一方、血圧計や体組成計、医療機関向け機器が伸び悩んだ。

海外においては、北米では大手流通業への販売、欧州ではロシアや中東における血圧計事業が牽引役となり全体的に好調を維持した。また、中国・東南アジア地域では「母の日・父の日」企画の販売が好調に推移した。

この結果、当セグメント合計の当第1四半期連結会計期間における売上高は、146億62百万円（前年同期比1.2%減）となった。

### ⑥ その他

その他のセグメントは、主として事業開発本部が新規事業の探索・育成と社内カンパニーに属さない事業の育成・強化を担当する領域である。

既存事業では、コンピュータ周辺機器事業の無停電電源装置、ブロードバンドルータの売上高が低調に推移した。新規事業では、RFID（レイディオ・フリークエンシー・アイデンティフィケーション）市場で競合激化の状況等から売上高が低調に推移し、また、使用電力量モニタリング事業も伸び悩んだ。

この結果、当セグメント合計の当第1四半期連結会計期間における売上高は、37億99百万円（前年同期比7.2%減）となった。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりである。

#### ① 日本

半導体・電子部品・自動車業界を中心に企業の設備投資環境が悪化した影響を受け、インダストリアルオートメーションビジネス、エレクトロニクスコンポーネンツビジネスにおいて売上高が前年同期比で減少した。また、ヘルスケアビジネスにおいても血圧計や体組成計が伸び悩んだ。一方、新線の開業に伴う需要増の影響もありソーシャルシステムズビジネスにおいて売上高が堅調に推移した。

この結果、当第1四半期連結会計期間における本国の売上高合計は1,108億63百万円（前年同期比1.4%減）（うち外部顧客に対する売上高は767億52百万円（前年同期比7.3%減））、営業利益は17億31百万円（前年同期比73.4%減）となった。

#### ② 北米地域

米国経済が低調に推移するなか、円高・ドル安による為替影響もあり、インダストリアルオートメーションビジネス、エレクトロニクスコンポーネンツビジネス、およびオートモーティブエレクトロニクスコンポーネンツビジネスとも売上高が前年同期比で大きく減少した。

この結果、当第1四半期連結会計期間における当地域の売上高合計は229億23百万円（前年同期比15.4%減）（うち外部顧客に対する売上高は227億15百万円（前年同期比15.3%減））、営業利益は66百万円（前年同期比69.0%減）となった。

### ③ 欧州地域

昨年度下期以降、景気減速が継続する当地域にあっても、インダストリアルオートメーションビジネスではモーション・コントローラやセーフティ・コンポなどの需要を捉え堅調に推移した。また、ヘルスケアビジネスにおいても、ロシアや中東における血圧計事業が牽引役となり好調に推移した。

この結果、当第1四半期連結会計期間における当地域の売上高合計は354億78百万円（前年同期比6.7%増）（うち外部顧客に対する売上高は349億57百万円（前年同期比6.9%増））、営業利益は39億42百万円（前年同期比24.2%増）となった。

### ④ 中華圏

引き続き堅調に推移を続ける当地域において、オートモーティブエレクトロニックコンポーネンツビジネスでは、新規テーマの立ち上がりに伴う生産高の拡大により、好調に推移した。また、ヘルスケアビジネスでも血圧計を中心に好調に推移した。

この結果、当第1四半期連結会計期間における当地域の売上高合計は378億19百万円（前年同期比11.2%増）（うち外部顧客に対する売上高は231億59百万円（前年同期比4.9%増））、営業利益は21億63百万円（前年同期比37.9%増）となった。

### ⑤ 東南アジア他

引き続き堅調に推移する当地域においては、インダストリアルオートメーションビジネス、エレクトロニクスコンポーネンツビジネス、およびヘルスケアビジネスの売上高が好調に推移した。

この結果、当第1四半期連結会計期間における当地域の売上高合計は147億39百万円（前年同期比0.5%減）（うち外部顧客に対する売上高は123億51百万円（前年同期比5.4%増））、営業利益は10億52百万円（前年同期比25.7%減）となった。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物残高は、前連結会計年度末に比べ22億60百万円増加し、428億84百万円となった。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりである。  
(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、売上債権が減少した影響で127億75百万円の収入（前年同期と比べ13億12百万円の収入減）となった。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、持続的成長に不可欠な生産設備増強を目的とした投資を進めた結果、106億42百万円の支出（前年同期と比べ31億35百万円の支出増）となった。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払いがある一方で、借入の実施により、1億65百万円の収入（前年同期と比べ66億71百万円の収入増）となった。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はない。

## (4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、121億89百万円である。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はない。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はない。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はない。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	487,000,000
計	487,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数（株） （平成20年6月30日）	提出日現在 発行数（株） （平成20年8月8日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	239,121,372	239,121,372	東京証券取引所 （市場第一部） 大阪証券取引所 （市場第一部） 名古屋証券取引所 （市場第一部） フランクフルト証券取引所 （フランクフルト証券取引 所には、預託証券の形式 による上場）	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のな い当社における標準とな る株式
計	239,121,372	239,121,372	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成20年8月1日から、この四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

## (2) 【新株予約権等の状況】

## 新株予約権

旧商法に基づき発行した新株予約権は次のとおりである。

株主総会の決議日（平成16年6月24日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
新株予約権の数（個）	1,790（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	179,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり2,580（注）3
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～ 平成21年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,580 資本組入額 1,290
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、 当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。た だし、当社の取締役または執行役員を任期満了により退任 した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの 限りではない。その他の条件については、本株主総会およ び取締役会決議に基づき、当社と対象取締役および執行役 員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところ による。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入れその他の処分および相続は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

- 3 新株予約権発行日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における大阪証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権発行日の前日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使、改正前の商法に基づき発行された転換社債の転換および付与された株式の譲渡請求権の行使の場合を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

株主総会の決議日（平成17年6月23日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
新株予約権の数（個）	2,050（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	205,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり2,550（注）3
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～ 平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,550 資本組入額 1,275
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、当社の取締役または執行役員を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。その他の条件については、本株主総会および取締役会決議に基づき、当社と対象取締役および執行役員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入れその他の処分および相続は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

- 3 新株予約権発行日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における大阪証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権発行日の前日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使、改正前の商法に基づき発行された転換社債の転換および付与された株式の譲渡請求権の行使の場合を除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりである。

株主総会および取締役会の決議日（平成18年6月22日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
新株予約権の数（個）	2,170（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	217,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり3,031（注）3
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日～ 平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,031 資本組入額 1,785
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員その他これに準ずる地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではない。その他の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入れその他の処分および相続は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

- 2 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとする。

- 3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における大阪証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。ただし、当該金額が割当日の前日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡および株式交換による自己株式の移転の場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。



株主総会および取締役会の決議日（平成19年6月21日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
新株予約権の数（個）	2,370（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	237,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり3,432（注）3
新株予約権の行使期間	平成21年7月1日～ 平成24年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,432 資本組入額 2,088
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員その他これに準ずる地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではない。その他の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡、質入れその他の処分および相続は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

- 2 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとする。

- 3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における大阪証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。ただし、当該金額が割当日の前日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡および株式交換による自己株式の移転の場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

## (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はない。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	—	239,121	—	64,100	—	88,771

## (5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握していない。

## (6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしている。

## ① 【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 17,392,900	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
	（相互保有株式） 普通株式 109,100	—	同上
完全議決権株式（その他）	普通株式 221,171,500	2,211,715	同上
単元未満株式	普通株式 447,872	—	同上
発行済株式総数	239,121,372	—	—
総株主の議決権	—	2,211,715	—

(注) 1 「完全議決権株式（その他）」の「株式数」および「議決権の数」の中には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ2,300株および23個含まれている。

2 単元未満株式には当社保有の自己株式24株が含まれている。

② 【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
(自己保有株式) オムロン株式会社	京都市下京区塩小路通堀川 東入南不動堂町801番地	17,392,900	—	17,392,900	7.27
(相互保有株式) 日立オムロンターミナル ソリューションズ株式会社	東京都品川区大崎1丁目6 番3号 大崎ニューシティ 3号館7階	100,000	—	100,000	0.04
(相互保有株式) SKソリューション株式会社	福岡市博多区美野島2丁目 1番29号	9,100	—	9,100	0.00
計	—	17,502,000	—	17,502,000	7.31

(注) 当第1四半期会計期間末現在における当社保有の自己株式数は17,396,346株である。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	2,300	2,385	2,370
最低(円)	1,979	2,110	2,135

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所市場第一部におけるものである。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はない。

## 第5【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）附則第4条の規定により、米国において一般に認められる会計原則に基づいて作成している。

ただし、セグメント情報については、四半期連結財務諸表規則に基づいて作成している。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けている。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

区分	注記 番号	第72期第1四半期 (平成20年6月30日)		第71期 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
資産の部					
流動資産					
現金及び現金同等物	(注記 I - F)	42,884		40,624	
受取手形及び売掛金		149,724		166,878	
貸倒引当金	(注記 I - F)	△2,829		△2,211	
たな卸資産	(注記 I - F)	105,899		95,125	
繰延税金	(注記 I - F)	20,941		19,690	
その他の流動資産		12,867		9,948	
流動資産合計		329,486	52.9	330,054	53.5
有形固定資産					
	(注記 I - B, F)				
土地		27,433		27,126	
建物及び構築物		130,497		128,183	
機械その他		176,084		167,036	
建設仮勘定		8,043		6,277	
減価償却累計額		△185,713		△175,946	
有形固定資産合計		156,344	25.1	152,676	24.7
投資その他の資産					
関連会社に対する投資及び貸付金	(注記 I - D)	16,888		16,645	
投資有価証券	(注記 I - B, F, II - A)	41,606		39,139	
施設借用保証金		8,147		8,087	
繰延税金	(注記 I - F)	26,639		28,151	
その他の資産	(注記 I - B, F)	43,779		42,615	
投資その他の資産合計		137,059	22.0	134,637	21.8
資産合計		622,889	100.0	617,367	100.0

区分	注記 番号	第72期第1四半期 (平成20年6月30日)		第71期 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
負債の部					
流動負債					
短期債務		24,116		17,795	
支払手形及び買掛金・未払金		90,061		94,654	
未払費用		24,454		30,622	
未払税金		5,003		8,959	
繰延税金	(注記 I - F)	143		133	
その他の流動負債	(注記 I - F)	24,614		24,384	
一年以内に返済予定の長期債務		665		522	
流動負債合計		169,056	27.2	177,069	28.7
長期債務		1,709	0.3	1,492	0.2
繰延税金	(注記 I - F)	3,935	0.6	3,887	0.6
退職給付引当金	(注記 I - B, F)	61,195	9.8	63,536	10.3
その他の固定負債		1,164	0.2	863	0.2
負債合計		237,059	38.1	246,847	40.0
少数株主持分		2,111	0.3	2,018	0.3
資本の部					
資本金		64,100	10.3	64,100	10.4
普通株式					
授権株式数					
第72期第1四半期		487,000,000株			
第71期		487,000,000株			
発行済株式数					
第72期第1四半期		239,121,372株			
第71期		239,121,372株			
資本剰余金		98,998	15.9	98,961	16.0
利益準備金		8,966	1.4	8,673	1.4
その他の剰余金		269,661	43.3	266,451	43.2
その他の包括利益(△損失)累計額	(注記 I - F, II - E)	△16,532	△2.6	△28,217	△4.6
為替換算調整額		4,355		△5,782	
退職年金債務調整額		△28,368		△29,245	
売却可能有価証券未実現利益		7,540		6,501	
デリバティブ純利益(△純損失)		△59		309	
自己株式		△41,474	△6.7	△41,466	△6.7
第72期第1四半期		17,444,986株			
第71期		17,441,564株			
資本合計		383,719	61.6	368,502	59.7
負債、少数株主持分及び資本合計		622,889	100.0	617,367	100.0

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

		第72期第1四半期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		百分比 (%)
売上高	(注記 I - F)		169,934	100.0
売上原価及び費用				
売上原価		108,951		
販売費及び一般管理費	(注記 I - F)	43,988		
試験研究開発費		12,189		
支払利息及び受取利息 —純額—		32		
為替差損益 —純額—		△728		
その他費用 (△収益) —純額—		△59	164,373	96.7
法人税等、少数株主損益、持分法投資損益 控除前四半期純利益			5,561	3.3
法人税等				
法人税、住民税及び事業税	(注記 I - F)	2,645		
法人税等調整額	(注記 I - F)	△384	2,261	1.3
少数株主損益、持分法投資損益控除前 四半期純利益			3,300	2.0
少数株主損益			35	0.0
持分法投資損益			△238	△0.1
四半期純利益			3,503	2.1
1株当たり利益	(注記 II - D)			
基本的				
四半期純利益		15.8円		
希薄化後				
四半期純利益		15.8円		

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

		第72期第1四半期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
区分	金額 (百万円)	
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
1 四半期純利益		3,503
2 営業活動によるキャッシュ・フローと 四半期純利益の調整		
(1) 減価償却費	9,306	
(2) 固定資産除売却損 (純額)	119	
(3) 退職給付引当金	△899	
(4) 繰延税金	△384	
(5) 少数株主損益	35	
(6) 持分法投資損益	△238	
(7) 資産・負債の増減		
① 受取手形及び売掛金の減少	22,787	
② たな卸資産の増加	△7,264	
③ その他の資産の増加	△3,101	
④ 支払手形及び買掛金・未払金の減少	△5,205	
⑤ 未払税金の減少	△4,196	
⑥ 未払費用及びその他流動負債の減少	△1,503	
(8) その他 (純額)	△185	9,272
営業活動によるキャッシュ・フロー		12,775
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
1 投資有価証券の売却及び償還による収入		1,573
2 投資有価証券の取得		△2,568
3 資本的支出		△9,881
4 施設借用保証金の増加 (純額)		△17
5 有形固定資産の売却による収入		251
投資活動によるキャッシュ・フロー		△10,642
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
1 短期債務の増加 (純額)		6,166
2 長期債務の返済		△437
3 親会社の支払配当金		△5,543
4 少数株主への支払配当金		△13
5 自己株式の取得		△8
財務活動によるキャッシュ・フロー		165
IV 換算レート変動の影響		△38
現金及び現金同等物の増減額		2,260
期首現金及び現金同等物残高		40,624
四半期末現金及び現金同等物残高		42,884
営業活動によるキャッシュ・フローの追記		
1 支払利息の支払額		391
2 法人税等の支払額		6,601
キャッシュ・フローを伴わない投資及び財務活動の追記 資本的支出に関連する債務		1,072



## 四半期連結財務諸表注記事項

### I 重要な会計方針の概要

#### A (四半期) 連結財務諸表の作成基準

(四半期) 連結財務諸表は、欧州において発行した預託証券にかかる事業年度の財務諸表に対する要求に基づき、米国において一般に認められる会計原則(会計研究公報(ARB)、会計原則審議会(APB)意見書、財務会計基準審議会(FASB)基準書等)に基づいて作成している。ただし、セグメント情報は四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しており、FASB基準書第131号「企業セグメントおよび関連情報の開示」に基づくセグメント別財務報告は作成していない。

当社は、欧州にて昭和45年2月7日、香港にて昭和48年10月13日、時価発行による公募増資を実施した。この時の預託契約に基づき、昭和42年3月31日に終了した連結会計年度より米国において一般に認められる会計原則に基づいて連結財務諸表を作成していたことを事由として、昭和53年3月30日に「連結財務諸表規則取扱要領第86に基づく承認申請書」を大蔵大臣へ提出し、同年3月31日付の蔵証第496号により、米国において一般に認められる会計原則に基づいて連結財務諸表を作成することにつき承認を受けている。そのため、連結財務諸表については昭和53年3月31日に終了した連結会計年度より継続して、米国において一般に認められる会計原則に基づいて開示している。

なお、当社は米国証券取引委員会への登録は行っていない。

#### B 我国の連結財務諸表原則および(四半期)連結財務諸表規則に準拠して作成する場合との主要な相違の内容

##### 1 有価証券

提出会社の(四半期)財務諸表では、有価証券の評価について「金融商品に関する会計基準」を適用している。

(四半期)連結財務諸表では、FASB基準書第115号「特定の負債有価証券及び持分有価証券投資の会計」を適用している。法人税等、少数株主損益、持分法投資損益控除前四半期純損益影響額は、ない。

##### 2 退職給付引当金

提出会社の(四半期)財務諸表では、「退職給付に係る会計基準」を適用している。(四半期)連結財務諸表では、FASB基準書第87号「事業主の年金会計」およびFASB基準書第158号「確定給付型年金およびその他の退職後給付制度に関する事業主の会計」の規定に従って計上している。法人税等、少数株主損益、持分法投資損益控除前四半期純損益影響額は、418百万円(利益)である。

##### 3 有給休暇の処理

(四半期)連結財務諸表では、FASB基準書第43号「有給休暇に関する会計処理」に基づいて従業員の未使用有給休暇に対応する人件費負担相当額を未払計上している。法人税等、少数株主損益、持分法投資損益控除前四半期純損益影響額は、ない。

##### 4 のれんおよびその他の無形資産

(四半期)連結財務諸表では、FASB基準書第142号「のれんおよびその他の無形資産」により、のれんおよび耐用年数の特定できない無形資産については償却に替え少なくとも年1回の減損テストを実施している。我国の連結財務諸表原則及び(四半期)連結財務諸表規則に準拠してのれん(持分法適用会社に発生したものを含む)の償却期間を5年とした場合と比較して、法人税等、少数株主損益、持分法投資損益控除前四半期純損益影響額は、1,122百万円(利益)である。

##### 5 長期性資産

提出会社の(四半期)財務諸表では、土地は「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年6月29日公布法律第94号)を適用している。また、固定資産の減損については、「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成15年10月31日企業会計基準適用指針第6号)を適用している。(四半期)連結財務諸表ではFASB基準書第144号「長期性資産の減損又は処分の会計処理」に基づいて、長期性資産および特定の識別できる無形資産について帳簿価額を回収できない恐れのある事象または状況の変化が起きた場合には、減損についての検討を行い、減損が生じていると考えられる場合には、帳簿価額が公正価額を上回る額を減損額として認識している。法人税等、少数株主損益、持分法投資損益控除前四半期純損益影響額は、7百万円(利益)である。

## 6 1株当たり純資産額

我国の（四半期）連結財務諸表規則において開示が要求されている1株当たり純資産額は、米国会計原則では要求されていないが、第72期第1四半期末現在1,731円、第71期末現在1,662円である。

なお、1株当たり純資産額の算定において、純資産額は資本合計を用いている。

## C 連結の範囲

四半期連結財務諸表には、全ての子会社が含まれている。

子会社：オムロンリレーアンドデバイス㈱、OMRON EUROPE B.V. ほか 計164社

我国の四半期連結財務諸表規則によった場合と比較して重要な差はない。

## D 持分法の適用

全ての関連会社に対する投資額は、持分法によって計上している。

持分法適用関連会社：日立オムロンターミナルソリューションズ㈱ ほか 計22社

我国の四半期連結財務諸表規則によった場合と比較して重要な差はない。

## E 子会社の事業年度

第1四半期会計期間の末日が第1四半期連結決算日と異なる子会社は20社である。このうち、第1四半期連結決算日に仮決算を行っていない子会社については、当該会社の第1四半期決算日現在の財務諸表を用い、第1四半期連結決算日との間に生じた重要な取引について連結上必要な調整を行なっている。第1四半期連結決算日に仮決算を行っている子会社については、仮決算に基づく財務諸表を用いている。

## F 会計処理基準

### 1 現金及び現金同等物

当社および子会社は現金および要求払預金のほか、取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い追加型公社債投資信託の受益証券、定期預金、現先短期貸付金およびコマーシャル・ペーパー等を「現金及び現金同等物」と定義している。

### 2 貸倒引当金

貸倒引当金は主として当社および子会社の過去の貸倒損失実績および債権残高に対する潜在的損失の評価に基づいて、妥当と判断される額を計上している。

### 3 有価証券および投資

当社および子会社の保有する市場性のある負債証券および持分証券は、すべて売却可能有価証券に区分される。売却可能有価証券は未実現損益を反映させた公正価額で評価し、未実現損益は関連税額控除後の金額で資本の部の「その他の包括利益（△損失）累計額」の「売却可能有価証券未実現利益」に表示している。

なお、売却可能有価証券については、その公正価額の下落が一時的でないといみなされる連結会計年度において、公正価額まで評価減を行い、評価減金額は当期の損益に含めている。公正価額が簿価を下回る状態が9ヶ月以上続いた時に、一時的ではない減損が起こったとみなしている。また、当該投資有価証券を満期まで保有する能力と意図、公正価額の下落の重大性などを含む、その他の要素も考慮している。

その他の投資は、取得原価または見積り上の正味実現可能額のいずれか低い価額で計上している。売却原価の算定は、移動平均法によっている。

### 4 たな卸資産

たな卸資産は国内では主として先入先出法による低価法、海外では主として移動平均法による低価法で計上している。

### 5 有形固定資産

有形固定資産は取得原価で計上している。減価償却費はその資産の見積耐用年数をもとに、主として定率法（ただし、海外子会社の一部は定額法）で算出している。建物及び構築物の見積耐用年数は概ね3年から50年、機械その他の見積耐用年数は概ね2年から15年である。

## 6 のれんおよびその他の無形資産

当社および子会社はF A S B基準書第142号「のれんおよびその他の無形資産」を適用している。当基準書は、のれんの会計処理について償却に替え、少なくとも年1回の減損判定を行うことを要求している。また、認識された無形資産について、それぞれの見積耐用年数で償却し、減損判定を行うことを要求している。認識された無形資産のうち耐用年数の特定できないものは、耐用年数が特定できるまでは減損判定が行われる。

## 7 長期性資産

長期性資産について、当該資産の帳簿価額を回収できない恐れのある事象または状況の変化が起きた場合には、減損についての検討を行っている。保有して使用する資産の回収可能性は、当該資産の帳簿価額を当該資産から生み出されると期待される現在価値への割引前のキャッシュ・フロー純額と比較することにより測定される。減損が生じていると考えられる場合には、帳簿価額が公正価額を上回る額を減損額として認識することになる。売却以外の方法により処分する資産については、処分するまで保有かつ使用するとみなされる。売却により処分する資産については、帳簿価額または売却費用控除後の公正価額のいずれか低い価額で評価している。

## 8 退職給付引当金

F A S B基準書第87号および第158号に準拠し、従業員の退職給付に備えるため、当期末における予測給付債務および年金資産の公正価値に基づき計上し、平成15年に改訂されたF A S B基準書第132号および第158号の規定に従って開示している。また、退職給付引当金には当社の取締役および監査役に対する退職給付に備える引当額を含んでいる。なお、四半期連結会計期間は、連結会計年度末における予測給付債務および年金資産の見込額等に基づき四半期連結会計期間において発生していると認められる額を計上している。

## 9 収益の認識

当社および子会社は、商品の配達、商品の所有権の移転、売価の決定または確定、債権の回収が可能であることなど納得性のある事象の発生をもって、収益の認識をしている。これらの事象は、顧客の商品受領時やサービスの提供時点で条件が満たされる。

## 10 広告宣伝費

広告宣伝費は、発生時に費用認識しており、「販売費及び一般管理費」に含めて表示している。広告宣伝費の金額は、1,808百万円である。

## 11 発送費および取扱手数料

発送費および取扱手数料は、「販売費及び一般管理費」に含めて表示している。発送費および取扱手数料の金額は、1,993百万円である。

## 12 株式に基づく報酬

当社および子会社では株式に基づく報酬の会計処理について、改訂後のF A S B基準書第123号「株式に基づく報酬」を適用している。

## 13 法人税等

繰延税金は税務上と会計上との間の資産および負債の一時的差異、並びに繰越欠損金および繰越税額控除に関連する将来の見積税効果を反映している。繰越欠損金や繰延税額控除に対する税効果は、将来において実現可能性があると認められる部分について認識している。税率の変更に伴う繰延税金資産および繰延税金負債への影響は、公布日の属する事業年度において損益認識している。

当社および一部の国内子会社は、連結納税制度を適用している。

## 14 製品保証

製品保証費の見積りによる負債は、収益認識がなされた時点でその他流動負債として計上している。この見積りは、過去の実績、頻度、製品保証の平均費用に基づいている。

#### 15 デリバティブ

当社および子会社は、FASB基準書第133号「デリバティブ商品およびヘッジに関する会計処理」、FASB基準書第138号「特定のデリバティブ商品および特定のヘッジに関する会計処理（FASB基準書第133号の修正）」およびFASB基準書第149号「FASB基準書第133号の修正」を適用している。これらの基準書は、デリバティブ商品およびヘッジに関する会計処理および開示の基準を規定しており、すべてのデリバティブ商品を公正価額で貸借対照表上、資産または負債として認識することを要求している。

為替予約取引および通貨スワップ取引について、デリバティブ契約締結時点において、当社および子会社は予定取引に対するヘッジあるいは認識された資産または負債に関する受取または支払のキャッシュ・フローに対するヘッジ（「キャッシュ・フロー」ヘッジまたは「外貨」ヘッジ）に指定する。当社および子会社は、リスクマネジメントの目的およびさまざまなヘッジ取引に対する戦略と同様に、ヘッジ手段とヘッジ対象の関係も正式に文書化している。この手順は、キャッシュ・フローヘッジまたは外貨ヘッジとして指定されたすべてのデリバティブ商品を連結貸借対照表上の特定の資産および負債、または特定の確定契約あるいは予定取引に関連付けることを含んでいる。当社および子会社の方針によると、すべての為替予約取引および通貨スワップ取引は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動を相殺することに対し、高度に有効でなくてはならない。

ヘッジ対象が高度に有効であり、かつ、キャッシュ・フローヘッジまたは外貨ヘッジとして指定および認定されたデリバティブ商品の公正価額の変動は、指定されたヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動が損益に影響を与えるまで、「その他の包括利益」の「デリバティブ純利益（△純損失）」に計上している。

#### 16 海外子会社の（四半期）財務諸表項目の本邦通貨への換算

海外子会社の（四半期）財務諸表は、FASB基準書第52号「外貨換算」に基づいて資産・負債項目は（四半期）決算日の為替相場、損益項目は期中平均為替相場によって換算している。なお、換算によって生じた換算差額は、為替換算調整額として資本の部の「その他の包括利益（△損失）累計額」の「為替換算調整額」に計上している。

#### 17 剰余金処分項目の取扱い

剰余金処分項目の取扱いは、繰上げ方式によっている。

#### 18 会計上の見積り

（四半期）連結財務諸表の作成にあたっては、（四半期）期末日現在の資産・負債の金額、偶発的な資産・負債の開示および当該（四半期）期間の収益・費用の金額に影響を与える様々な見積りや仮定を用いており、実際は、これらの見積りと異なる場合がある。

#### 19 包括損益

FASB基準書第130号「包括利益の報告」を適用している。包括損益は四半期純損益ならびに為替換算調整額の変動、退職年金債務調整額の変動、売却可能有価証券未実現損益の変動およびデリバティブ純損益の変動からなる。

#### 20 公正価値の測定

平成18年9月、FASBはFASB基準書第157号「公正価値の測定」を発行した。当社および子会社は、同基準書を平成20年4月1日から適用している。同基準書の適用による当社の連結経営成績および財政状態への重要な影響はない。

## II 主な科目の内訳及び内容の説明

### A 有価証券

F A S B基準書第115号に基づき、当社および子会社の保有する市場性のある有価証券は、売却可能有価証券に区分され、未実現損益を反映させた公正価額で計上している。

投資有価証券は負債証券および持分証券を含んでおり、そのうち市場性のある有価証券の取得原価または償却原価、総未実現利益・損失、公正価額は次のとおりである。

#### 第72期第1四半期末 売却可能有価証券

	原価(*) (百万円)	総未実現利益 (百万円)	総未実現損失 (百万円)	公正価額 (百万円)
負債証券	25	—	—	25
持分証券	23,363	14,605	△930	37,038
投資有価証券計	23,388	14,605	△930	37,063

(\*) 負債証券については償却原価、持分証券については取得原価を表示している。

第72期第1四半期末時点で、継続して未実現損失を含んだ状態であった期間別の売却可能有価証券(持分証券)の総未実現損失と公正価額は次のとおりである。

	12ヶ月未満	
	公正価額(百万円)	総未実現損失(百万円)
持分証券	7,399	△930

第72期第1四半期末時点で、継続して12ヶ月を超えて未実現損失の状態にある投資有価証券はない。

第72期第1四半期における売却可能有価証券の売却収入はない。

売却可能有価証券に区分された持分証券について、市場価格の下落が一時的でないと考えられることにより認識した減損額ははない。

#### 第71期末 売却可能有価証券

	原価(*) (百万円)	総未実現利益 (百万円)	総未実現損失 (百万円)	公正価額 (百万円)
負債証券	1,541	—	—	1,541
持分証券	20,802	12,932	△662	33,072
投資有価証券計	22,343	12,932	△662	34,613

(\*) 負債証券については償却原価、持分証券については取得原価を表示している。

第71期末現在における売却可能有価証券に分類される負債証券の満期別情報は以下のとおりである。

	原価(百万円)	公正価額(百万円)
1年超5年以内	41	41
5年超	1,500	1,500

第71期末時点での、継続して未実現損失を含んだ状態であった期間別の売却可能有価証券（持分証券）の総未実現損失と公正価額は次のとおりである。

	12ヶ月未満	
	公正価額（百万円）	総未実現損失（百万円）
持分証券	6,270	△662

第71期における売却可能有価証券の売却収入は、3,403百万円であり、それらの売却益は1,534百万円、売却損はなしである。

売却可能有価証券に区分された持分証券について、市場価格の下落が一時的でないと考えられる事により認識した減損額は、第71期2,228百万円である。

B リース

当社および子会社は、重要なキャピタル・リース契約は行っていない。

C 株式に基づく報酬

定額ストックオプションの付与に伴い、第72期第1四半期に認識した株式に基づく報酬費用に重要性はない。なお、第72期第1四半期において定額ストックオプションの付与、および行使はない。

D 1株当たり情報

当社は1株当たり利益の算出にあたり、FASB基準書第128号「1株当たり利益」を適用している。「希薄化後1株当たり利益」算出における分子、分母はそれぞれ次のとおりである。なお、第72期第1四半期において、ストックオプションによる希薄化効果はない。

分子

	第72期第1四半期 (百万円)
四半期純利益	3,503
希薄化後四半期純利益	3,503

分母

	第72期第1四半期 (株式数)
加重平均による期中平均発行済普通株式数	221,678,112
希薄化効果：ストックオプション	—
希薄化後発行済普通株式数	221,678,112

E 包括損益

包括損益の項目別の内訳は、次のとおりである。

	第72期第1四半期 (百万円)
四半期純利益	3,503
その他の包括利益 (税効果調整後)	
為替換算調整額	10,137
退職年金債務調整額	877
売却可能有価証券未実現利益	1,039
デリバティブ純利益(△純損失)	△368
その他の包括利益計	11,685
包括利益	15,188

F 金融商品およびリスク管理

当社および子会社が行っている為替予約取引および通貨スワップ取引は、ヘッジ会計が適用されおり、その見積公正価値等に重要性はない。

## G コミットメントおよび偶発債務

当社および国内子会社は情報処理運用業務の相当部分について外部委託契約を行っている。当契約によると外部委託費用は、第72期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は第1四半期1,181百万円、年額4,724百万円であり、契約最終年度である第76期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の年額4,629百万円まで段階的に減額される。また、残存契約期間に係る委託費用の15%を支払うことにより、当該委託契約の解約は可能である。

当社および一部の子会社は、いくつかの未解決訴訟の被告となっている。しかし、当社および当社の弁護士が現時点で入手しうる情報に基づくと、当社の取締役会はこれらの訴訟が当四半期連結財務諸表に重要な影響を与えることはないことを確信している。

### 保証債務

当社はグループ外の会社の銀行借入金について、第三者に対する債務保証を行っている。これらの債務保証は、これらの会社がより少ない資金調達コストで運営するために行っている。債務不履行が発生した場合の最高支払額は、第72期第1四半期末現在、869百万円である。第72期第1四半期末現在、これらの債務保証に関して認識した負債の額に重要性はない。

なお、上記グループ外の会社のうち、1社の銀行借入金（第72期第1四半期末現在469百万円）については、他6社との連帯保証を行っているが、7社間の取り決め書により、当該保証に係る損失については7社均等負担になっている。

### 製品保証

当社および子会社は、ある一定期間において、提供した製品およびサービスに対する保証を行っている。第72期第1四半期における製品保証引当金の変動は以下のとおりである。

	第72期第1四半期 (百万円)
期首残高	1,619
繰入額	1,074
取崩額（目的使用等）	△947
期末残高	1,746

## H 配当に関する事項（株主資本関係等）

現金配当額は、発生主義による繰上げ方式によっている。

第72期第1四半期に行われた現金配当は、前事業年度の剰余金処分として第71期の連結財務諸表に計上している。

## I 企業結合等

第72期第1四半期において該当事項はない。



## J セグメント情報

以下のセグメント情報は、四半期連結財務諸表規則に基づいて作成している。

### 【事業の種類別セグメント情報】

第72期第1四半期（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

	インダストリアルオートメーションビジネス (百万円)	エレクトロニクスコンポーネンツビジネス (百万円)	オートモーティブエレクトロニックコンポーネンツビジネス (百万円)	ソーシャルシステムズビジネス (百万円)	ヘルスケアビジネス (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去または全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高									
① 外部顧客に対する売上高	76,919	34,465	25,903	14,186	14,662	3,799	169,934	—	169,934
② セグメント間の内部売上高	1,813	5,012	1,196	1,605	0	8,576	18,202	△18,202	—
計	78,732	39,477	27,099	15,791	14,662	12,375	188,136	△18,202	169,934
営業費用	68,651	38,803	27,882	17,390	14,377	12,376	179,479	△14,351	165,128
営業利益または営業損失(△)	10,081	674	△783	△1,599	285	△1	8,657	△3,851	4,806

(注) 1 各事業の主要な製品

(1) インダストリアルオートメーションビジネス

……リレー、センサ、スイッチ、プログラマブル・コントローラ、タイマ、視覚認識装置、基板検査装置、セーフティ機器、温度調節器、モーションコントロール機器等

(2) エレクトロニクスコンポーネンツビジネス

……リレー、スイッチ、アミューズメント機器用部品・ユニット、コネクタ、コンビネーションジョグ、小型バックライト、大型バックライト等

(3) オートモーティブエレクトロニックコンポーネンツビジネス

……キーレスエントリーシステム、パワーウインドウスイッチ、各種車載用リレー等

(4) ソーシャルシステムズビジネス

……駅務システム、交通管理・道路管理システム、セキュリティシステム・決済システム等

(5) ヘルスケアビジネス

……電子血圧計、電子体温計、体重体組成計、電子歩数計、生体情報モニタ、ネブライザ等

(6) その他

……コンピュータ周辺機器、ICタグ、遠隔監視通報システム、サービス事業等

2 営業費用のうち、「消去または全社」の項目に含めた配賦不能営業費用は、3,895百万円であり、その主なものは、当社の取締役室、グループ監査室、グループ戦略室、経営資源革新本部、事業プロセス革新本部、ものづくり革新本部、技術本部等の費用である。

3 営業利益または営業損失は、四半期連結損益計算書における売上高から売上原価、販売費及び一般管理費ならびに試験研究開発費を営業費用として控除したものである。

4 ソーシャルシステムズビジネスには、ソーシャルシステムズ・ソリューション&サービス・ビジネスカンパニーなどが含まれる。

【所在地別セグメント情報】

第72期第1四半期（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

	本国 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	中華圏 (百万円)	東南 アジア他 (百万円)	計 (百万円)	消去また は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
①外部顧客に対する売上高	76,752	22,715	34,957	23,159	12,351	169,934	—	169,934
②セグメント間の内部売上高	34,111	208	521	14,660	2,388	51,888	△51,888	—
計	110,863	22,923	35,478	37,819	14,739	221,822	△51,888	169,934
営業費用	109,132	22,857	31,536	35,656	13,687	212,868	△47,740	165,128
営業利益または 営業損失(△)	1,731	66	3,942	2,163	1,052	8,954	△4,148	4,806

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度による。

2 本国以外の区分に属する主な国または地域

(1) 北米……………米国・カナダ

(2) 欧州……………オランダ・英国・ドイツ・フランス・イタリア・スペイン

(3) 中華圏……………中国・香港・台湾

(4) 東南アジア他……………シンガポール・韓国・豪州

3 営業費用のうち、「消去または全社」の項目に含めた配賦不能営業費用は、3,895百万円であり、その主なものは、当社の取締役室、グループ監査室、グループ戦略室、経営資源革新本部、事業プロセス革新本部、ものづくり革新本部、技術本部等の費用である。

4 営業利益または営業損失は、四半期連結損益計算書における売上高から売上原価、販売費及び一般管理費ならびに試験研究開発費を営業費用として控除したものである。

【海外売上高】

第72期第1四半期（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

	北米	欧州	中華圏	東南アジア他	計
I 海外売上高(百万円)	22,877	35,621	24,463	14,011	96,972
II 連結売上高(百万円)					169,934
III 連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	13.5	21.0	14.4	8.2	57.1

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度による。

2 本国以外の区分に属する主な国または地域

(1) 北米……………米国・カナダ

(2) 欧州……………オランダ・英国・ドイツ・フランス・イタリア・スペイン

(3) 中華圏……………中国・香港・台湾

(4) 東南アジア他……………シンガポール・韓国・豪州

3 海外売上高は、当社および本国に所在する子会社の輸出売上高ならびに本国以外の国に所在する子会社の売上高（いずれも内部売上高を除く）の合計である。

K 重要な後発事象

当社は、第71期定時株主総会決議に基づき、平成20年7月31日開催の取締役会において、自己株式を取得することを決議した。

- |               |                      |
|---------------|----------------------|
| (1) 取得の方法     | 信託方式による市場買付          |
| (2) 取得する株式の総数 | 1,500,000株（上限）       |
| (3) 取得価額の総額   | 5,000百万円（上限）         |
| (4) 取得の時期     | 平成20年8月4日から平成20年9月3日 |

2 【その他】

該当事項はない。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

オムロン株式会社  
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 森田 祐司

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 玉井 照久

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 高居 健一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているオムロン株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（四半期連結財務諸表注記事項Ⅰ）に準拠して、オムロン株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。ただし、四半期連結財務諸表注記事項Ⅰに記載のとおり、セグメント情報については、米国財務会計基準審議会基準書第131号にかえて、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第15条に準拠して作成されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管している。